

# 兵庫県公報

平成25年8月5日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第33号）

漁場利用の適正化を図り、漁業生産力の向上に資するため、小型機船底びき網漁業の禁止区域を改める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第33号

#### 兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第34条の3第2号ア中「江井ヶ島港西防波堤灯台中心点」を「北緯34度40分27秒東経134度54分37秒の点（旧江井島港西防波堤灯台中心点）」に改める。

第40条の表小型機船底びき網漁業の項中「2,000メートル」を「1,500メートル」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。